

第三十四回国会 参議院法務委員会會議録第十三号

昭和三十五年四月七日(木曜日)午前十一時五十三分開会

出席者は左の通り。

委員長 大川 光三君  
理事 井川 伊平君  
後藤 義隆君  
高田 なほ子君

委員

大野 秀次郎君  
津島 壽一君  
林田 正治君  
千葉 信君  
市川 房枝君  
辻 武壽君

政府委員

警察庁保安局長 木村 行藏君  
法務省刑事局長 竹内 壽平君  
法務省矯正局長 渡部 善信君  
事務局側 常任委員 西村 高見君  
会専門員

説明員

法務省刑事局長 長島 敦君  
青少年課長 中村 一成君  
厚生省社会局長 高橋 展子君  
労働省婦人少  
年局婦人課長

本日の会議に付した案件

○刑法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)  
○檢察及び裁判の運営等に関する調査(充容対策に関する件)

○委員長(大川光三君) ただいまから

第三部 法務委員会會議録第十三号

昭和三十五年四月七日【参議院】

法務委員会を開会いたします。  
刑法の一部を改正する法律案を議題に供します。

御質疑のある方は御発言を願います。

○井川伊平君 不動産の侵害罪の關係でお伺いするわけですが、現在の不動産の不法占拠の事情につきましては、その代表的な形態はどういうものであるかということ、一応先にお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(竹内壽平君) 不動産の不法占拠の事情といたしましては、前回もちよつと申し上げたところでございますが、最も多いものは土地に対するものでございまして、これを大きく類別いたしますと、三種類ありうかと存じます。

その第一類型は、罹災その他特別の事由によりまして、小学校の校庭などに一時的に収容された者が、そこにバラックなどを建設して、そのまま居すわつて移動しないもの、こういう形で不法占拠がなされておるものでござい

ます。  
それから第二類型といたしましては、借地権または地上権によつて家屋を築造してここに居住している者が、借地権等の消滅または契約期限の満了によつて明け渡しを求められ、訴訟によつて敗訴になったにもかかわらず、なおかつこれを明け渡さずに強引に占拠を続けておるもの、こういう類型でござい

ます。  
それから第三の類型といたしまして

は、駅前その他商業などを営む上に有利なき地を見つけて、何らの権原もなしに、ひそかに建物を建ててこれを占拠し、土地所有者など正当な権原を有する者の請求があつても、なおかつ占有を継続して明け渡し請求に応じない、こういう種類の類型でござい

ます。  
本法が必要だとされますのは、この第三の類型に属するものに対してでございます。

○井川伊平君 そうしますと、今申されました第一、第二兩類型のものは、今回の法の改正によりましては、別に何らの取り調べ等の対象にはならないで済むことになるわけですね。

○政府委員(竹内壽平君) 第一の類型にあげましたものは、これはまあ過去の終戦直後の状況から発したものが多

いのでございまして、この種の案件は今も存在しておると思ひます。第二の類型は、これは厚生福祉の事業といたしまして、あるいは国または地方公共団

体において適当な住宅を提供する、その他いろいろな行政の施策と相俟つて解決をしていくべきものが多いかと存

じます。  
第二の問題も、すでに係争にはなつておりまして、借地権または地上権といつたような権利關係が存在するも

のございまして、このような問題を

後になつて刑法的に規制をいたしますことは、これまた適當でないのござ

います。  
それから第三の類型に当たりま

す。  
○政府委員(竹内壽平君) 第二類型の場合におきましては、将来におきま

しても、不動産侵害の構成要件に該当しない場合が多いのでございまして、犯罪の成立を見る場合は稀有であらうと思ひますが、第一類型のものにつきま

しては、動機はともかくといたしまして、事情によりましては、不動産侵害に該当する場合があるわけござい

ます。このように、特に公有の土地に対する不法侵害になるわけござい

まして、もとより悪質なものとしましては、不動産侵害罪を適用して処理しな

それから第一類型の方につきましては、犯罪が成立する場合がありますが、場合によっては侵奪罪を適用しなければならぬ事例もあろうかと思ひま

すが、事柄の性質上、今申しましたように、行政庁の行政措置に負うべきところが多いんじゃないだろうかという趣旨で申し上げたわけでございます。

きましては、犯罪になる場合と、ならぬ場合があるというのはどういうような相違になりますか。情状の点について起訴するとか、せぬとかというような取り扱いは、それはいろいろな行なわれるだろうと存じますけれども、罹災等

によつて校庭とか公園というような所  
を使う場合、犯罪になる場合と、なら  
ぬ場合があるというその区別を明白  
に承りたい。

○政府委員（竹内壽平君） 罹災その他特別の事由によつて校庭その他を使う場合には、事柄の性質上、一種の緊急避難的な行為と見られる場合もありましよう。まあ全然管理者の承諾がないとしても、今申しましたように、

緊急避難的な行為と見られる場合もありましょうし、多くの場合には、長期間ではないにいたしましても、一時的に許諾を受けておるといふふうに見ら

れる場合が多かろうと存じます。そのような場合には侵奪ということに当たらないわけでございまして、犯罪の成立を見ないことは当然でございます。

が、今緊急避難的な行為であつて一種の使用的な占拠であるが、あるいは本法に言う侵奪に該当するかというやうなことになるすると、犯罪の成否の問題として申し上げておるわけでございしますが、成立する場合もあるし、成

立しない場合もある。かりに成立いたします場合にも、さらに諸般の事情を考へて処理しなければならぬ事例が多からうと存じます。

○井川伊平君 次に別の問題について、不動産侵奪の違反の行為は一般的にいわれる自然犯に属するものであるかあるいは法定犯の性格を有するものと認むべきか、この点について御見解を承ります。

○政府委員(竹内壽平君) 不動産侵害罪は、いわゆる法定犯というのではなくて、私どもの理解しますところでは、自然犯であるという考えでございます。

○井川伊平君 自然犯的な性格のもの  
であるといえます。戦前、戦後  
を通じて、今日までこの種の犯罪  
を放置しておいたという理由はどこに

あるのかという問題であります。あるいはこの措置をとることが非常に困難であったとすれば、どういふふうに、どういふ点が困難であったか。また今まで放置してありましたものを、今日におきましてこれを取り上げて法の一

部を改正しなければならぬという特別な、過去の事実と違った急場な事情の生じたその内容はどういふものであるか承りたい。

○政府委員(竹内壽平君) 自然犯と考  
えておりますけれども、自然犯のな  
ものであつても、構成要件が犯罪類型と  
して刑法に規定しない場合に処罰で

十年間にこの種のを処罰する必要がある  
 がなかったのか、あるいはあつたにか  
 かわらず規定を設けなかったかといふ  
 御質疑に対して、私どもは、大体

次のように考えておるわけでございます。今日私どもが目に触れますような不動産の侵奪行為は、戦後の申さば特殊な現象として現われてきたものであ

りまして、戦前にはあまりなかったの  
ではないかという考えでございます。  
このことは、戦前にききましたが、不働  
産窃盗ということで、学者の間に、少数  
ながらも牧野英一博士を中心として主  
観主義刑法を唱える学者の中に議論が

あつたのですが、その論議の際に設例としてあげておりますものををすまして、土地の境界をすまして隣地を取り込む、こういうのが不動産窃盗の適例であるというふうに述べてお

るのでございまして、このような事例を学者が考えてそういう議論をして、おったように見られるのでございますが、戦後の不動産不法占拠の実態は、先

ほど申しましたように、この隣地の土地を取り込むというのでも例でございますけれども、多くは勝手に空地に乗り込んでいつて家を建ててしまつて動かない、こういう形の占拠の仕方でございます。戦前学者が想像してお

りましたような類型の不動産窃盗とはすこぶる形の違ったものになっておるのでございます。この戦後新しい形態の不動産侵奪に対しまして、前回の委

員会でもちよつと申し上げたつもりでございしますが、これは一時的な現象だ、というふうに見られるか、なお今日も、こういう状態が続いて、これは放置で

私どもは、単なる戦後の一時的な現象で、だんだんよくなってもとへ戻るんだというふうな考えではなくて、やはり今日もそういう事態が、頻発はいかたかないないなにしても、決して少なくないとい

いう、こういう認識に立ちまして、それからこれに対して法的手当を加えていかなければならぬという考えで、この立法をいたすようになったわけだ。

○井川伊平君 別のことでありますけれども、自然犯でありますけれども、なお、そういうような事情から、立法が今日におくれてきておるといふふうに私ども考えておるのでございます。

が、ただいまのお話にありました不動  
産窃盗の問題、これはお説にもあつた  
ように、判例は、その不動産窃盗罪は  
消極な解釈をしておるし、学説は積極  
と消極に分かれておるし、また裁判、

檢察の実務につきましては、消極説をとっておりますことは言うまでもありませんが、政府としては、今日どういうふうな御見解をお持ちなんですか。

やはり不動産窃盗は成り立たないとい  
う考えですか、成り立つという考えで  
ありますか。この御見解を承りたいと  
思います。

○政府委員(竹内壽平君) その点につ  
きましては、個々の学問的な見解は別

「他人ノ財物ヲ竊取シ……」という中  
には、不動産は含まれないという解釈  
としては、いわゆる刑法第二百三十五条の  
「他人ノ財物ヲ竊取シ……」といふ中

でございまして、今をういう解釈をきめたのではなく、過去五十年間をういう解釈に立つておつたというふうに考へておる次第であります。

○井川伊平君　そうしますと、今日においてもやはり政府としましては不働産御盜罪は成立しないのだという御理解なんですね。

○政府委員（竹内壽平君）　その通りでございます。

○井川伊平君　そうしますと、多少の疑問が生じますのでお伺いいたしますが、なぜ成立しないかというこの点について承るわけですが、この型

法二百三十五條の窃盜罪の規定に、  
の犯罪が成立するためには、物を人の  
気のつかないうちに、ひそかに、所有  
権の占有——他人の占有を排除して自  
己の支配下に移す——その行為がひそ  
かに行なわれるということ。あるいは

物の置いてある場所が移転するといふことが必要である。こういうことでみるとすれば、不動産については不動産の場所の移転ということも困難でありましょうし、大きいものでありますか。

ことも困難だろりと存じますが、もう一  
 刑法二百三十五条にいう「竊取」といふ  
 言葉のうちに、場所的な移転の必要も

ない。また、ひそかにこっそりとならなければならぬということも必要がない。単に他人の占有を排除して自己の支配下に移すだけで足りるのだ。こういうような見解を取るとすれば、不動産についても窃取は成り立つと思ひ

ますが、不動産について窃取は成り立たないのだという根拠があるとすれば、今申しましたひそかにあるとか場所の移転であるとか、あるいはその

う点について、こういふわけだから成り立たないと思うのだというその御目解を承りたい。かように存じます。

えといたしましては、刑法二百三十五  
 条の構成要件としまして、他人の財物  
 それから窃取、このことでございます  
 が、この財物につきましては、従来の  
 解釈といしまして、動産も不動産も

という解釈では、不動産も入るのでござい  
ますけれども、二百三十五条の「竊  
取」という構成要件の限定を受けます  
関係で、二百三十五条に言う財物の中  
には、不動産は含まれないという解釈  
になっているわけでございます。従つ

わけて即時犯として構成されるという御見解をおとりになつたのでありますか。

○政府委員（竹内壽平君） 即時犯という考え方をとりましたのは、これも前回の委員会で私るる申し上げたところで

になつて参りますと、民法との関係  
 におきまして、不法に占有している  
 という状態は、賃借権が期限が満了した  
 場合、あるいは契約が解除された場合  
 等におきまして、すぐ不法に占有して  
 いるという状態がそこに出てくるわけ

防ぐことができないのではないか、こう考えることが一つと、従つて、もし救われるものであるとしたしますれば、罰則規定の適及のおそれはないということになるわけでありますから、これを即事犯にするところの根拠にはなら

のは、その平穩を保護しようとするものであるか、これはやはり所有權、賃借權、地上權といったような、もつと突つ込めば所有權に結局はなると思いますが、そういうものの侵害、つまり財産權の侵害に対して、こゝ

れを保護しようとする規定と見るかといふようなことによりまして、その体系的な位置も異なってくるわけでございます。私も私どもとしては、やはりこの不法占拠は、一番突き詰めていきたいと思います。やはりこの財産権を保護するといふのが目的であるのじゃないかといふふうに考えるわけですが、なるほど状態、形の上からいいますと、不法占拠されておるといふところが困るので、盗まれてしまったといふようなことになしに——現象的には見えるのでございしますが、それを突き詰めて参りますと、やはり財産権の侵害に対する保護を求めておるといふのが、この種の不法占拠に対する保護の足らないところを補つてはという声の中は、やはり財産権に対する侵害だといふ考えに立っているように思ひますのでございまして、まあそういう点からいいたしまして、保護の法益が何であるかといふことを明確にいたしますためには、不法占拠の形をとらないで、不法侵害のいわゆる侵害罪という形をとった方が、その点も法律概念として明確になるのじゃないかと考えます。

○井川伊平君 次にお伺いいたしますのは、結局、侵害といふことの意味についてだんだんと何うことになるわけでございますが、当局の御説明によりまして、侵奪といふのは、不法領得の意思をもつて、不動産に対する他人の占有を排除し、これを自己の支配下に移すことである、実質的には窃盗における窃奪と同じ意味であるとされているが、侵奪と窃奪が本質的に同一の意味の内容のものであるとすれば、侵奪といふ新しい用語を用いたとしても、実質的には不動産について侵奪罪の成立を認める結果となり、不動産には本来窃盗罪が成立しないといふ考えとの間に矛盾を来たすように一応私は考えて参りましたが、これは先ほどの御説明によりまして、物を取るというのとは、その物の場所的の移動を必要とするという御見解をとっておられる、それだからして、不動産には、家でも土地でも場所移動がない、だから成立しない、こういふように承つたと存じますが、そう解釈してよろしうございしますか。

○政府委員(竹内壽平君) その通りでございます。

○井川伊平君 この不動産の侵奪と、それから二百三十五条の「竊取」との、この両者が、今申したような趣旨にならざるものか、その異なる点について、先ほど申されました場所的の移動が一方不動産ではできないし、他のもの

にはできるのだといふことだけでございしますか。また、それ以外に何らかの意味がございしますか。それだけならそれだけでよろしいのであります。承つておきます。

○政府委員(竹内壽平君) それだけでございします。

○井川伊平君 次に別のことをお伺いしますが、従来不動産に関する争ひ、すなわち妨害、排除、原状回復、それから損害賠償等については、民事訴訟によつて解決すべきものとして、捜査当局においては、民事不介入の観念に基づき、刑事事件としての取り扱ひに消極的であり、また起訴に至らない事例が多かつたのではないかと考えられますが、その間の実情を簡単に御説明願ひたいと存じます。

○政府委員(竹内壽平君) 民事事件には不介入といふ捜査当局の考え方について御指摘がございましたが、単なる民事事件であつて犯罪にならないものにつきまして、みだりに嫌疑をかけて犯罪の捜査に藉口したような捜査活動をなすべきものではございしませんので、特にこの不介入原則というふうなもので、そういう形になつておるものではないのでございします。しかしながら、犯罪になりますものは、従来といへども捜査当局はこれに關与しております。なるほど不動産侵奪罪といふ罪がございせんので、不動産侵奪罪と

の刑罰法令に照らしまして処理をいたしておるわけでございます。今御質問の点につきましては、単なる民事事件であつて犯罪にならないものにつきましては、もとよりなすべきものではありませんが、やつてもおりませんが、その前提となるいろいろな行為が、他の刑罰法令に触れます場合には、従来といへどもその処理をいたしておるのが現状でございます。

○井川伊平君 二百三十六条の強盗に關します規定の第二項の規定、これに基づきまして、先般の御説明によりまして、不動産についての強盗罪は成立立つのだ、それは第二項の方に關して成り立つのだといふ御見解でありましたが、今日までの實際実務として、起訴をされ、公判で有罪の判決を受けるといったような事柄につきましては、二百三十六条の二項は不動産につきましても適用されておつたのですか。また適用された例は非常に多いのですか。

○政府委員(竹内壽平君) 二百三十六条二項につきましては、今御指摘のように私も私どもは解しておらず、學者もその点につきましては、過去におきましても何ら異論がないところではございします。しかし、そのような事案について、實務の上において起訴しあるいは裁判を受けた例があるかといふ点につきましては、遺憾ながら私どもその実例に接しておらないのでございまして、実は、先般も綿密をきかれましたものではございせんが、一応今の点につきまして、各檢察庁から意見を徴してみましたのでございしますが、法律解釈につきましては、私どもと同じ考えを持つておるのでありますけれども、強

盗罪ということになりますと、短期刑が五年ということでございますが、非常に重い刑に当たりますので、いろいろな刑事政策的な考慮から、強盗罪を適用しないで処理をしておる。もしあるとすれば、そういう処理をした方がよいと思ふという意見を述べておられた方が多数の庁でございますが、中には、不動産強盗が成立しないという考えでありますので、不動産強盗も成立しないといふような法律解釈をとつておつても、そういう事案がかりに発生したと

理をしなかつたであらうという意見を寄せた庁もあるわけでございますが、實例としましては、各庁とも報告をされておらないのでございします。

○井川伊平君 二百三十六条の二項について、不動産の強盗といふ点が實際問題としては取り扱われなかつたといふこの事實は、不動産の強盗が成り立たない、不動産強盗は無罪であるから、それで不動産強盗と見られるべきようなこと、民事事件の場合には、刑事事件として介入しない、こういうことに扱つてきたのであるといふことにならうかと存じますが、して見ますと、強盗の場合のこの規定との關係におきまして、やはり何か不動産強盗といふものについては、特別の考え——今あなたが申されること以外に、何か考えがあつて、それが二百三十六条の二項の規定の方にも、學説としては、あるいは今日普通考えれば當然適用されるべき規定であるけれども、それが適用して事件ができ上がらなかつたのだといふことになりはしませんか。いかがでしようか。聞き方がずいぶんま

必要だといふことになりまして、ただいまの住居侵入の場合には、そのような意思は必要としないわけでございます。○井川伊平君 次に別の問題をお伺いいたします。

○政府委員(竹内壽平君) 仰せのように理解することができると思ひます。要するに、範圍をいたしまして、不動産侵害の場合には、不法領得の意思が

○井川伊平君 たいだいまの後半のお答えは、住居侵入と不動産の侵害罪とが法益が違ふといふことであり、そうしてその法益が違ふといふことが、事実不動産に対してある行為が行なわれた場合に、これがどの法益が侵害されたかといふ問題は、結局は範圍の問題になつてしまふのではないかと存じますが、さうですか。

○政府委員(竹内壽平君) 仰せのように理解することができると思ひます。要するに、範圍をいたしまして、不動産侵害の場合には、不法領得の意思が

○井川伊平君 たいだいまの後半のお答えは、住居侵入と不動産の侵害罪とが法益が違ふといふことであり、そうしてその法益が違ふといふことが、事実不動産に対してある行為が行なわれた場合に、これがどの法益が侵害されたかといふ問題は、結局は範圍の問題になつてしまふのではないかと存じますが、さうですか。

ずい聞き方で、意味がわからなかったかもしれないが、二百三十五条の竊取という事柄のうちに、不動産を含まないのだということから、そういうふうなお考えと、二百三十六条の二項との間に特別の関係があるのではないかという趣旨です。今までの御説明で、何だかそこちよと物足らぬ点を感じずから、お伺いするわけです。

○政府委員(竹内壽平君) 仰せのように檢察事務といたしましては、一部の檢察官は確かに御指摘のような考えを持っておる者があるようにございまして、そのことは先ほど申し上げた通りでございますが、しかし、大部分の檢察官は、解釈論としましては二百三十五条の中に不動産は入らない。従つて、それと同じ類型で規定してあります二百三十六条一項の強盗にならぬことは、これは異論のないところでございまして、第二項の方は規定の仕方も非常に広くなつておりまして、こういう二項に該当する不動産の強盗というものは、これは解釈上も從來もそういう場合があればその適用をして支障ないという考えを持っておるのが多いのでございまして。ただ、なぜそれではそのような想像されず事例に対して、二百三十六条二項を適用しないのかという点につきましても、まあ実例をあまり報告されておらず、その点では、はつきり申し上げかねるのでございまして、刑が非常に重いわけでもございまして、刑事政策的な考慮から、何も強盗で処理をしなくても、科刑の上においては、他のいわゆる脅迫罪あるいは暴行罪あるいは傷害罪、あるいは暴力行為等処罰二箇条法律等の適用によつて十分科刑の目的

を果たすというよりなことから、あえてそういうものを二百三十六条にまで持つていく考えはないのだというような意見が多いわけでもございまして。ただ、しかしながら現実には、そういう強盗なら二項強盗に当たるような事例がないのかといふと、私は絶無ではないといふような気がいたすわけでもございまして。現に東京で死刑の判決を受けておる事例なども、老婆殺しの事件などを見ましても、犯人が一人老婆がおりす家に強盗に入りまして、老婆を殺してしまつて、その家に居すわつてしまつた。老婆がひとり者だといふことがわかつたもので、二カ月前くらいに、つらつらととるべき家財道具を、家財道具を備置して、家を第三者に売つてしまつたといふ事例があるわけでもございまして。これは人を殺すばかりではなく、家から財物から皆取つてしまつたわけでもございまして、まさしくこれは強盗につきましまして、二百三十六条一項の強盗になつてしまつた。不動産につきましましては、二項強盗に該当する事例は、二項強盗になる、老婆を殺した点につきましましては、強盗殺人になるというふうにも考えられるのでございまして、事実をよく見ますと、どうも入つた犯人は、初めからおぼろげに、ひとりの者で、その家が所有物であつたといふやうなことで、つまり不動産を強盗しようといふ考えは、初めはなかつたやうでございまして、後になつて、要するに、事実上占拠してしまつてから、他にこれを売却して逃げたといふのが、証拠上はつきりしておるわけでもあります。従ひまして、檢察官は家を売つた点に

つきましましては、詐欺で起訴をいたしておるものでございまして。こういうやうな事例は、見よりによりましましては、今の第二項強盗に当たる事例に近いといふ感じを持つのでございまして、具体的な事例として、そういう事例もあることを披露します。

○井川伊平君 民事事件との関係について、もう一点だけ伺ひしておきたいと存じますが、今回の刑法の改正によりまして、民事事件と刑事事件が交錯するやうな場合が非常にたくさん生じてくるのではないかと、かように考へるものであります。一例をあげますれば、甲が乙の請負人に頼みまして家を建てた。そして代金は甲が払つた。ところが、代金を後刻に払ふといふやうなお話があつて、家を引渡ししてしまつた。ところが、金を払ふといふことが、全然詐欺の意思に基づいてやつたものであるといふやうな場合に、請負人はその家を取り戻そうとする。元の注文者の甲はその家を手放すまいとするといふやうなことで、どちらが犯罪になるかわからぬやうな、民事事件と錯綜した非常なごたごたしたやうな事件が生じやうなと思ひますが、こういう点について何かお考えありませんか。

○政府委員(竹内壽平君) 仰せのように、民刑の二つの法律体系が相交錯して申しますか、並行して存在すると申しますか、そういう状態が想像されるわけでもございまして、しかし、考え方をしましては、民事系統の救済手段といふものは、一切この法律によつて何ら一指も染めていないわけでもございまして、従つて、従来民事訴訟として権利の救済を求め得る場合は、全部その道は残されておる、残されておるといふか、當然なことでもございまして、全部あるわけでもございまして、そのほかに、不動産につきましましては、まあ窃盗的なやり方で不動産を不法占拠したものであるといふことは、刑罰体系の中に、そういう犯罪類型を設けることによりまして、保護を厚くするといふだけにとどまるのでございまして、なるほど事実問題としては、両者が相交錯したやうな形で現われて参りますけれども、処理の点に至りましては、相互に牽制し合うとかあるいはそのために民事訴訟を推進することがやりにくくなつたとか、民事訴訟が妨害を受けるとかいふたやうなことは、絶対起こらないと思ひるのでございまして。むしろ、まだ御質疑がございせんが、二百六十二条の二の、境界を不明にする罪を設けることなどは、まさしく民事訴訟において、境界が争ひになつてくるやうな場合に、一方において、こういう規定でおるといふことになつて参ります。民事訴訟の認定その促進等に貢献することがございまして、決して法律関係に紛争を生ずるといふやうなことはならないといふふうに考へておるわけでもございまして。

○井川伊平君 民事事件との関係について、もう一つ伺つておきますが、民事上の所有権移転等の對抗要件といふやうな問題が、不動産侵害事件の性質について、いろいろ関係してくる場合があるのではないかと存じますが、こういう点につきましまして、特段の御考慮が払われているかどうか。たとえば、不動産の二重売買のやうな場合でもござい

ますが、先に金も払い、引き渡しを受けた、移転登記だけを受けていなかった。ところが、登記は受けていないけれども、引き渡しを受けて事実上その土地を自分が占有しておる。その上に建物を建てようとするといふやうな場合がありまふ。ところが、そういう事情を土地の所有者が、もちろん自分のやつたことであるから知つておりました、第三者に二重にして売つてやつて、そして、あつた方の方に所有権が移転されたといふたやうな場合に、先の買取人は對抗要件がないために、自分のものになつてくると存じますが、對抗要件との関係、所有権の移転等の對抗要件との関係において、本罪の性質につき、特段に御考慮になつておる事実があらしまつた承りたいと存じます。

○政府委員(竹内壽平君) 對抗要件の点では、本条とは一応関係がないわけでもございまして。すべて刑法で保護しようとしておられますのは、事実上の所持でございます。従つて、事実上の所持を所持として保護しようとする考へ方が、刑罰で保護しようとする考へ方でもございまして。今御指摘の對抗要件の点では、一応関係はないわけでもございまして、今設例として仰せになりましたやうな、登記の對抗要件を備えた第二の買取人が、自分のものだからと言つて入つていくといふ場合には、いわゆる刑法でいふ犯罪の意思、犯意を持つていないわけでもございまして。そういう意味におきまして、かりに第二の権利者が自分の土地だと思つて、向こうにいる者こそそれこそけしからぬといふやうに入り込んで行つて、何らかの処置をした

た。移転登記だけを受けていなかった。ところが、登記は受けていないけれども、引き渡しを受けて事実上その土地を自分が占有しておる。その上に建物を建てようとするといふやうな場合がありまふ。ところが、そういう事情を土地の所有者が、もちろん自分のやつたことであるから知つておりました、第三者に二重にして売つてやつて、そして、あつた方の方に所有権が移転されたといふたやうな場合に、先の買取人は對抗要件がないために、自分のものになつてくると存じますが、對抗要件との関係、所有権の移転等の對抗要件との関係において、本罪の性質につき、特段に御考慮になつておる事実があらしまつた承りたいと存じます。

た。移転登記だけを受けていなかった。ところが、登記は受けていないけれども、引き渡しを受けて事実上その土地を自分が占有しておる。その上に建物を建てようとするといふやうな場合がありまふ。ところが、そういう事情を土地の所有者が、もちろん自分のやつたことであるから知つておりました、第三者に二重にして売つてやつて、そして、あつた方の方に所有権が移転されたといふたやうな場合に、先の買取人は對抗要件がないために、自分のものになつてくると存じますが、對抗要件との関係、所有権の移転等の對抗要件との関係において、本罪の性質につき、特段に御考慮になつておる事実があらしまつた承りたいと存じます。

た。移転登記だけを受けていなかった。ところが、登記は受けていないけれども、引き渡しを受けて事実上その土地を自分が占有しておる。その上に建物を建てようとするといふやうな場合がありまふ。ところが、そういう事情を土地の所有者が、もちろん自分のやつたことであるから知つておりました、第三者に二重にして売つてやつて、そして、あつた方の方に所有権が移転されたといふたやうな場合に、先の買取人は對抗要件がないために、自分のものになつてくると存じますが、對抗要件との関係、所有権の移転等の對抗要件との関係において、本罪の性質につき、特段に御考慮になつておる事実があらしまつた承りたいと存じます。



というような場合に、入って行ったやつが不法侵害になるのではないか、本法のいわゆる不法侵害になるのではないかと疑念が起ってくるわけではございませんが、形の上はそういうふうに見える場合があると思ひますけれども、対抗要件を備えておるために自分のものだ、第三者に対抗できる権利を持つておるのだというふうに信じてやうた行為でございいますから、そういう場合には犯意がないといえる、犯罪にはならない、こういうことに処理されるわけでございます。

○井川伊平君 そうしますと、今の設例について、もう一べん承りたいのですが、最初に買取った人です、その人はその後、他の者が所有権移転の登記をして、二重売買の第二次に買取った者があつたというところを知りながら、第一次の買取人が一応土地を引き渡しを受けておるものだから、その後建物建てるというふうな方法で新たな土地の使用を開始したとしても、犯罪にはならぬわけですか。

○政府委員(竹内壽平君) 御質問の趣旨を私が取り違えておりましたらば、また重ねて御質問を願ひたいと思ひますが、第二の対抗要件を持つておる者が、その土地が空き地になつておるといたしまして、第一の買取人が、まだ登記はしてないけれども、自分はまさしく買取ったものであるという意味で、そこへ建物建てるよとしたり、第二の権利者、登記を持った人がすでにその土地を占拠しておるといふ場合に、第一の人が、これはもう自分が金を払つて受取証を持つておるがということで行つて、家を建ててしまつたという場合には、ごたごたしてくる

わけでございますが、第一の人も、ここに、法律的に申しますと、自救行為と申しますか、正当防衛というふうなことが一応考えられますが、それとして処理できるものはそれとして、それとして処理できない場合に、第一の人は、この不動産侵害につきましては、やはり犯意がないといふことになると思ひます。しかし、お互いに権利者だといふ二人が同じ場所について建物建てる建てるの争ひになるわけでございますので、そこにあるいは暴力がたが起つてくれば、これは暴力犯罪として処理しますことは当然でございます。ただ、もう一つ御注意を願ひたいのは、二百四十二条の規定でございます。自己ノ財物ト雖モ他人ノ占有ニ属シ又ハ公務所ノ命ニ因リ他人ノ看守タルモノナルトキハ本章ノ罪ニ付テハ他人ノ財物ト看做ス」といふ規定がございまして、これは、不動産につきましてもこの規定を適用するに、今度所定の改正をすることになっております。従ひまして、自分の物でありまして、他人が占拠しておる、そこへ行つて取つてしまふということになりますと、この二百四十二条の解釈の問題としてその関係は処理していかないはならぬわけでございます。私はそういうふうにごたごたしておるわけでございます。

○井川伊平君 私の質問が急所をはずれておるのかもしれないが、もう少し具体的に申しますと、こう申したわけです。一定の不動産、建物の建つてない不動産を買ひ受けて金を払つた、占有権の移転も受けてしまつた、そして家を建てないままに占有しておつた。所有権も移つておるのですが、と

にかく占有しておつた。ところが、その後同じ土地を所有者がほかの人に売つた、その方へ所有権の移転の登記をしてしまつた。この所有権の移転登記をしてしまつた事実を知らずに、最初に買つた人が、今度は今までの土地利用方法とは別に、新たな建築をするのだという、変わった用法によつてこの土地を使用する場合に、本罪が成立しないかと、こうお伺ひしたわけです。ちよつとお答へがされておるようであります。占有は継続しているのですが、その使用の用途が変わつておる。

○政府委員(竹内壽平君) 最初に、登記を持つておらない、代金を払つて事実上引き渡しを受けた第一の買受人でございますが、その者が、その土地の上に使用方法の変つた、前は砂利置場として使つておつたのを、今度は家を建てたという場合に、その家を建てたという行為で不法侵害になるかどうかといふことにつきましては、これは消極でございますが、犯意はございません。

○委員長(大川光三君) ちよつと関連して私から伺つておきたいのですが、先ほど引用されました二百四十二条の点は、真正な所有者の意思に基づいて占有が人に移つておるといふような場合に適用されるのと違ひますか。どうも先ほどの御説明、ちよつとわかりにくいのですが、もう少し詳しく御説明いたしたいと思います。

自分の不動産でありまして、正当な権原によつて他人が占有する場合に、これを不法に自分の現時的な支配の中に取り込みます場合、これはまあ二百四十二条によつて不動産侵害罪が一応成立するといふ考えでございますが、この場合に問題となりますのは、不法に侵害された不動産、あるいは賃借権が消滅したにかかわらず依然として賃借人が占拠しておる不動産を、自力によつて取り戻す場合でございます。この点は、現論的には窃盜の場合と同じでございますが、結局二百四十二条に定める「他人ノ占有」の解釈の問題になると思ひます。その点は、今委員長の御指摘のように、ここにいう「他人ノ占有」と申しますのは、正当な権原に基づく適法な占有を言うのであつて、不法な占有を含まないことを原則としたしておるのでございます。ところが、それは言いながらも、しかも、民法上は適法でない占有であつても、場合によつては第二百四十二条によつて保護される場合があるという態度にだんだん判例が變つてきておるのでございます。そこがデリケートな関係があると思ひます。ところが、最近の判例でございますが、たとへば、最近の判例でございますが、担保に供した年金証書を欺罔手段を弄して取り戻した場合につきまして、かつてこの犯罪につきましては、詐欺罪の成立を否定しておるわけでございます。これは大正七年九月二十五日の大審院判例にさういふふうになつております。ところが、最近に至りまして、これを變更いたしました。たとへば、詐欺罪の成立権が無効であつても、詐欺罪の成立を積極的に認めておるのが、昭和三十

四年八月二十八日の最高裁の判例で出ておりました。この判例を見ますと、前の大正七年の判例はこれによつて變更されたのだといふふうに申しておるものであります。この辺の事情は、學者も非常に注意しておるところでございますが、たとへばこの所有者が無権利者から不動産を取り戻す場合でありまして、社会通念上無権利者の占有を一応尊重するのが相当であるといふふうに考えられるような事態のもとにおきましては、その取り戻し行為がやはり不動産侵害罪になることもあるといふふうに解せられるのでございます。が、不動産の所有者が不法に侵害された不動産を取り戻す場合には、一応この自救行為といふものが考えられるわけでございますが、この自救行為として、法律に固る権利として認められる場合を除きましては、その侵害を受けた、不法に占拠された直後にやるといふ場合には一種の自救行為、それから少し離れても、それに接近した時期にやります場合には、おそらくそれは不動産侵害罪は否定されると思ひるのでございます。しかし、その他の罪に触れる行為があれば別でございますが、自救行為としてではなくて、一種の自分のものを自分が持つてくるという意味において否定されると思ひますが、その不法占拠が長年月にわたつて、民法の規定によれば、二十年間占拠しておれば所有権を取得するといふ時刻取得の規定もあるわけでございます。五年なり十年なりその不法な状態を所有者が黙認しておるといふような形が社会通念上認められます場合には、今この法律ができたから一つ取り戻してやれといふようなこと

で、所有者が取り戻しにかかったというふうなことになるかと、やはり自己のものといえどもというこの二百四十二条の規定によりまして、不動産侵害罪を積極的に解しなければならぬというふうなことになるのか。要は、その辺の社会通念によって決するところであらうと、判例が若干変わりつつあるというふうなところも考慮に入れます。お答えを申し上げるはかないと思ひます。

○後藤義隆君 ちよつと簡単に聞きますが、占有を離れておる不動産で、占有者がそのときに当たらないかという言葉を、とにかく無断でそこへ行ってそれを占有しても、これには全然当たらないですね、この法律には違反しないですね。

○政府委員(竹内壽平君) ただいまの御質疑でございまして、動産につきましては占有を離れたいわけの占有物といふものが考えられるのでございまして、不動産につきましては管理が不完全であるとかあるいは監視が不完全であつて、あたかも占有を離れたもののごとく外見上見える場合がございまして、それはその管理なり監視がきわめて不完全な状態であるといふのであつて、占有を離脱しておる不動産といふことは、ちよつと私も考えられないわけではございまして、いかに不完全でございまいしよとも、そういう不動産、たとえば所有者も行ってみたこともないという土地が山の中にあるといふ土地でも、だからといって、その土地が占有を離れておる土地だとは考えられないので、やはりそれは所有者の占有にあるというふうに見るべきであらうと思ひます。従つて、そこへ勝手にその土地を侵害したと見られるような何らかの行為があつて、事実上そこを取つてしまつたという形になつておられますれば、やはり不動産侵害と認めていかなければならぬというふうな考えです。

○後藤義隆君 今のお話は通常の場合ですが、占有というのはいくらにそれを支配するかというところが占有であつて、たとえば甲の所有であつたものが、その相続人の乙が何十年も長い間外国に行つていて、相続したけれども、法律上の相続にはなつたけれども、しかし全然その山などは行って見たこともない。自分の山があるかどうかとも知らないといふ、事実上占有しておらない例がたゞさんある場合、山などは、そういう場合、一体、本条によつて処罰することになるのですか、しないことになるのですか。

○政府委員(竹内壽平君) それは処罰することになると思ひます。なるほど仰せのように行つてみたこともないような山などもあると思ひますが、それはきわめて不完全な管理であるといふだけであつて、占有そのものが失われるものではないと思ひます。

○委員(大川光三君) はかに御発言もなければ、本件に対する本日の質疑はこの程度にとどめたいと存じます。

○委員長(大川光三君) 次に、検査及び裁判の運営等に関する調査の一環として調査を行なうと存じます。御質疑のある方は御発言を願ひます。なお、本日は当局からは渡部矯正局長、長島青少年課長、中村生活課長、高橋婦人課長、木村保安局長が出席されております。

○高田なほ子君 きよは法務省関係、厚生省関係、労働省関係といふふうな関係のある各省の皆さんの御意見をいただきたので、大まかな問題を先にお尋ねしたいと思ひます。

○後藤義隆君 先にお尋ねしたいと思ひます。第三年度に進もうとしてゐるわけですが、どうも四百年の歴史を持つて充春を断ち切つて、充春防止法が実施されてからまだ第三年度であるといふのに、昨年には充春対策審議会さえも政府側としてはこれを廃止しようとするような危機に直面したといふような気がします。また予算面から見ても、充春対策に關する厚生省の予算、それから労働省の予算、法務省の人権関係なり婦人補導関係の予算あるいは最高裁判所関係の充春関係裁判官、それから婦人補導の巡視旅費その他印刷費、家庭局関係いづれも充春対策の予算が大なたを振るわれてゐるわけでありまして、これはまことに私も奇怪至極のことでありまして、どうも政府の考え方としては、この充春防止法が三年で、はや実施され尽くして、次第々々に予算を削つていつていいじゃないかといふように考へてゐるのではないかと、予算面から見ると、私も考へられます。しかし最近の傾向として、この充春防止法が実施されてから、充春地帯が非常に變更を來してゐるのではないかと、つまり言うところ温泉、観光地、それから自衛隊のある所、それから駐留軍の基地、そういう

所にもぐり充春の傾向が集中的に現れてゐる。充春地帯が、実施前より異なつた形態にびまんしてゐるようになりまして考へられます。そこで、ただいまお三方から現状の充春地帯の傾向がどういふふうに変つてゐるのか、實際行政面に当たつてゐる厚生、労働、法務それぞれ関係の方々から、この点についてそれぞれの分野から現状を御説明いただきたいと思ひます。

この現状に加えて、少し質問が抽象的であるのであります。さうして、性病的な問題です。性病は性病予防法という法律に基づいて行政措置が講ぜられてゐるようでありまして、これもまた予算面から見ると後退してゐるに思ひますが、これと充春地帯に關連した性病の問題を一つ……内客が少し広いようではございませうけれども、どちらからでもけっこうでありますから、御説明いただきたい。

○政府委員(渡部善信君) 実はちよつと一番最後の方から口を切つたような形になるのではなからうかと思ひますが、御指名がございましてしたので、私の所管の立場から御説明申し上げます。

法務省の矯正局の所管いたしてありますのは、充春防止法によりまして検査せられた婦人のうち、裁判所において補導処分に出された者を婦人補導院に収容して、その更生補導をはかるというところが私の仕事になっておるのでございまして。ただいま高田委員より法務省の三十五年度の予算、ことに補導関係の予算が減つておるのではないかと、これはその対策上後退してきておるのではないかと、御質問がございまして、なるほど

仰せのごとく、三十四年度と三十五年度の予算を比較いたしますと、補導院の予算が多少減つておるのでございまして。これは三十四年度におきまして全国に設けることになりました三十三年度の婦人補導院の設備の費用、初年度設備等の費用が、三十四年度には置かれておつたのでございまして、三十五年度には、この初年度設備の必要がなくなりましたので、その費用が削られておるのでございまして。従ひまして、現実に補導院で補導処分を実施する上におきましては、この予算は決して前年度よりも後退はいたしてゐないのでございまして。ただ、ただいま高田委員が仰せのごとく、充春婦といふものがいろいろ形が変わつた關係になつて参つておるのを存するのでございまして、決して現在の充春婦が減つておると思ひないでございまして、それならば、この補導院を今後どんどんふやしていかなければならぬのじゃなからうかといふことも一応考へられるのでございましてけれども、実は補導院の本格的な補導処分を実施して参りますのは本年度からでございまして、今までは補導院も仮住居で一応の暫定的な措置としてやつて参つたのでございまして。それは補導院の設備を整へることがなかなか一朝にはできない關係から、婦人刑務所の一角に婦人補導院を置いて、曲りなりに処置をとつたのでございまして、それが三十四年度に、東京の婦人補導院もできまして、最後に残された福岡の婦人補導院も三十五年の五月には発足することになっておるのでございまして。従ひまして、この三十五年度で全国に設けられます東京、大阪、福岡の三つの補

導院が本格的な活動を実施することに相なったのでございます。従いまして、この三つの補導院の実績を見た上で今後の対策を立てようというのが政府の方針でございますので、いま暫くこの三つの補導院の実施の状況を見ました上でその対策を立てようというところで、従来通りの規模で三十五年度はこの補導処分を実施することに相なった次第でございます。かようなところから、この補導処分を従来よりもさらに拡充強化していくというところにまでは参っていないのでございまして、その点、悪しからず御了承のほどをお願い申し上げます。

そこで、婦人補導院の現状でございますが、ただいま申し上げますと、く、福岡の方は、いまだに現在でも麗にございまして女子の刑務所の一部で、分院の形で目下実施しております。そんな関係からこの収容者が非常に少ないのでございますが、現在東京の婦人補導院には、三月十五日現在でございまして、七十六名の収容者を持っております。大阪は七十一名、それから福岡の方は三十三名、合計いたしまして百八十名の収容者を目下補導中でございます。

この状況をいかにつまんで申し上げますと、ただいま仰せのごとく、昭和三十三年五月十五日からこれは出発いたしておりますが、本年の三月十五日まで全部ひつくるめすと、四百四十七名の対象者を収容して補導いたしたわけでございます。

この状況をさらに詳しく申し上げますと、三十四年度に調べたものをこまかくいろいろと分類いたしておるので

ございまして、三十四年度に婦人補導院に入りまして二百八十四名につきまして統計をとった数字を申し上げます。状況を御説明申し上げたいと存ずるのでございまして、この二百八十四名の収容者の中で、再び、二度目に入って参りました者が四十三名、三度目に入参りした者が一名、その他は初めて入参した者が四名、三十三年からこの三十五年度までの間でございまして、約二十九年足らずの期間でございまして、約二回、三回の再収容を出したというところは、まことにわれわれの補導の至らなかつた結果ではなからうかと思つて、いろいろとその原因等も調査をし、また対策も講じておる次第でございます。しかしながら、この冤春婦の中で補導処分を受ける人々たちを見ますと、なかなかむずかしい対象者ばかりでございまして、現在も補導院ではその補導に非常な苦勞をいたしておるのでござい

す。これらの婦人たちの年齢層を見て参りますと、大体三十四才未満の者が約七六%でございまして、なおそのほか非常に高年齢の者もおるのでございまして、五十才を超した者が五名、四十五才から四十九才の者が十二名、四十才から四十四才の者が二十三名、三十五才から三十九才までの者が二十八名、こういふふうに相当年齢の高い者も入つておるのでございまして、これらの人たちの学歴等を見ますと、まことに知識の乏しい人たちが入つておるのでございまして、小学校卒業いたしたもので、全体の五二・五%、約半数ちょっとの者が小学校きりしか出てない。そ

れ以下の教育程度のものでございまして、おるのでございまして、しかもその知能指数を見ますと、六九以下の知能指数を持った者が百六十四名、全体の五七・七%を占めておるのでございまして、その精神状態を見ますと、まず正常と認められる者が八十三名で、大体二九・二%、約三割の者が正常な精神状態でございますが、それから準正常と認められる、まあまあというところの者が五十四名、これが全体の一九%に当たつておるのでござい

ます。それ以外の者は、何らかの意味で精神に障害のある者でございまして、その中には精神病質の傾向のある者が十七名で、六%、精神病質の者が四名で、一・四%、精神病と認められる者が五名で、一・八%、精神薄弱と認められます者が百二十名で四二・三%、それにテスト不能の者が一名といふような状況でございまして、なかなか精神状況の面から申しまして、その処遇が困難な者たちが多いのでござい

ます。ただいま高田委員より仰せになりました性病の關係でございまして、性病を持つておる者も相当参つておるのでございまして、性病に限らず、その他の疾患を持った者も相当入つてきておるのでございまして、何ら病氣を全然持たないという者は、二百八十四名のうち七十二名にすぎないのでござい

まして、その他の者は何らかの意味での病氣を持った者たちでございまして、このうち性病を持った者は百二十六名、約四四%に当たる者が梅毒、淋病、その他の性病を持った者でござい

ます。これらを収容いたしまして補導いたすのでございまして、この補導は、御承知のごとく婦人補導院法にも書いてありますごとく、これらに對しまして生活の指導をいたすものと、職業の補導をいたすものと、それから、ただいま申しましたような身体の障害に對します医療を施していく、この三つの方面からこれらを指導して参つておるのでござい

ます。この期間の間にこれらの処置をとるの

でございまして、ただいま申し上げますが、この百五十九名の者の入院時と退院時との比較をして考えますと、性病關係では、性病關係の者が百五十九名の中で七十六名が性病を持つた者でござい

ますが肺結核その他のなかなかおられないものがござい

で退院いたしました者の予後の關係でござい

でござい



出ました成績は、ただいま申し上げたような次第でございます。

○委員長(大川光三君) 次に、厚生省の中村生活課長にお願いいたします。

○説明員(中村一成君) 厚生省といたしましては、兜春防止法の関係では、御案内の通り、法律の第四章に「保護更生」という規定がございます。この関係の仕事を担当いたしております。第四章は、兜春防止法が三年ほど前に施行に相なりました当初から施行と相なっておりますので、それで厚生省の関係では、この四月をもちまして満三年を迎えておるわけでございまして、それで昭和三十五年といたしましては、関係の予算二億四千九百九十八万一千円をもちまして、ほとんど大部分が都道府県に對しますところの補助金でございますが、その予算をもちましてこれに当たります。それから地方の都道府県におきますところの組織といたしましては、法律に規定のございまして、婦人相談所、婦人相談員及び婦人保護施設がそれぞれこの三年の間に整備をいたしまして、それで三十五年といたしましては、婦人相談所につきましては、都道府県の数だけでございまして、四十六の相談所、それから婦人相談員につきましては、現在四百五十六名全国におります。それから婦人保護施設の方は、施設数で六十三施設、これに収容できますところの余力は二千五百三十六名でございますが、それだけの定数をもちましてこの仕事に日夜当たっておるわけでございます。それで、そのほかに都道府県といたしましては、都道府県内の各種のいわゆる官民のお互いの連絡のため

に兜春対策本部というものが、都道府県知事を本部長といたしまして、この本部が設けられてございまして、これは法律上の機関ではございませんけれども、行政指導として設けられておるのでございます。その対策本部というものがございまして、ここであらうと取り締まりの御当局であるとかあるいは公衆衛生局であるとか、その他の諸機関との連絡を持ちつつこの問題に對して対処するということ態勢に相なっております。

しかば、一体最近におきますところの実績はどうであるかということにつきまして簡単に一応申し上げまして、もし御質問がございましたら詳しく申し上げたいと思ひます。昭和三十年度の数字といたしましては、昨年の四月からこの十一月までの十カ月の数字がわかつておるわけでございまして、この私の持つておる数字の關係で、昨年の十二月まで九カ月の数字をとりあえず申し上げますと、この九カ月に婦人相談所におきまして取り扱いましたところの相談件数と申しますのが一万二千二百三十三件でございます。これはその前の昭和三十三年におきまして一万五千二百七十七件でございますから、それよりは減つておるようでございまして、けれども、これは御案内の通り九カ月の間の統計でございますので、この四月までには一万五千件内外の相談を受け付けてから婦人相談員につきましては、この九カ月間におきまして一万六千六百四十二件を受け付けております。これは三十三年度一年間におきまして一万八

千三百四十四件ありますが、ほぼ十二月にしますと、この程度に相なりかと思ひます。それから婦人保護施設につきまして、ただいま一月の末に在所いたしましたところの者が千三百九十四名でございます。それだけが相談所に、私どもの言葉を使ひますと、ちょうど月末でそれだけ在所しておりますということでございます。それでこれを参考までに取り締まり当局におきましてお扱いになりましたところの女子の数字、これから見ますと、大抵年間一萬四千件内外の数字を取り扱つておられるようでございまして、私どもの方の婦人相談所または婦人相談員が取り扱ひましたところの数字も大体それに近い数字が取り扱われておるようでございまして、もつとも、その要保護女子につきまして、全部それがオーバー・ラップするといふわけじゃございませんけれども、そのうちの何割かが両方のお世話になっておるわけでございまして、大体数字といたしましては、それより若干上になっております。

それから私どもの三年間の経過によりまして問題点となつておりますことを申し上げますと、私どもの方の保護施設に収容しておりますところの女子、あるいは婦人相談員、婦人相談所に参りますところの要保護女子といふものにつきまして、非常に精進の者が多いといふことでございまして、ただいま法務省の方から補導院につきましてそのようなお話でございまして、私が、私どもの方の關係で申しましたも、保護施設に入つておりますところの女子のうち、三七%あたりが、IQが、知能指数が七〇以下の者でございまして、非常に精進な者が多い。また精

神障害者もあるわけでございしますが、これらの結局私どもの方の手にかかつて参りますのがほんとうに何と申しますか、戦い破れたと申しますか、何ともならなくなつてやつて来るという方々ばかりでございまして、この方々を保護することはともかくとしまして、その更生につきましては非常に問題があるわけでございまして、それで実はその保護施設と申しますのは、保護施設の中におきましてはほんとうの精神の施設である。しかもどうしてもそういうふうでございまして、最初の計算では大体六カ月を単位といたしまして回転ができるのじゃないだろうか、こういうふうな考えでおつたのでございまして、一方においては逃げ出すために非常に回転が早く、一方におきましては焦げつくといふことで、平均の在期間が九カ月ぐらゐになつておりますけれども、なかなかいゝわゆる私どもが考へておるような累計的な更生といふものの計数が非常にむずかしいといふことでございまして、これに對しまして私どもの方といたしましては、それ、そういう現状に對しましては、それに即応した案をとななくてはならぬといふふうな研究いたしておるところでございます。

それからもう一つは、保護更生の制度と申しますのは、いわゆる強制力を持たない仕事でございまして、従つて簡単に申し上げまして、保護施設に入つても逃げ出す者を押さへつけておるといふことはできないといふ、一般にこの更生関係の仕事といふのは、そういう仕事でございまして、それ、ほんとうにその間におきまして第一線の職員は非常に苦勞いたしております。しかしながら私どもとしましては、この保護更生に關しまして制度を変えるといふことはできませんので、現在の制度のもとにおきまして、どういふふうにして実効を上げるかということにつきまして非常に苦勞をいたしております。その点が問題点の第二でございます。

さらに第三番目は、これは問題点と申しますか、私の方は三十五年度におきまして特に心がけたと思つておりますことは、この三年間の実績があるわけでございまして、この三年間に取

り扱ひましたところのケースというものを、それを振り返つて検討いたしまして、そして今後これから長く続くところの婦人の保護更生行政に關する参考とし、かつまた担当している職員の訓練を十分いたしたいと思ひ、このことに非常に努力をいたしたいと思ひ、特に、ただいまこの三年間の中で、特に三十四年度一年間につきまして詳細な調査をいたしておりますので、いづれそういう結果等と申しまして、御報告を申し上げたいと思つております。

○高田なほ子君 ただいまお二人から説明いただいたのですが、失礼な話ですけれども、これは皆さんベテランで、大体現状とか、そういうものはキャッチしてあるわけなんです。私の質問の要点は、三十五年度の兜春対策予算といふものが非常に減つてきている、前年度から比べて減つてきている。しかし現状は、むしろ兜春といふような形、それから集中的に地域的に特殊な傾向が現われているのではないかと、だから減つた予算でもってそういう特殊な事情に對してどういふふうにしう

と考えるかという質問なんです。ですから、現状の御説明は大体いろいろ資料をちょうだいしておりますから、大体皆さんつかんでいきますから、私の質問に的確にお答えいただくように言っておきたいわけなんです。またあとそれぞれ御質問もあると思いますけれども、そういう意味で一つお願いしたい。

○委員長(大川光三君) それでは、次に労働省の高橋婦人課長さんをお願いいたします。

今お聞きのように質問の要点は、いわゆる最近の売春地帯はどう変わっているか、それに対する対策はどうあるべきかということ等でありますから、そういう意味でのお話をいただきたいと思ひます。

○説明員(高橋麗子君) 労働省の立場といたしましては、御存じのことでございますけれども、売春防止法そのものの施行を担当する責任はないわけでございますが、婦人問題の観点から、あるいはまた労働対策という、労働行政という観点から、売春防止法の成立以前からこの問題につきましてはその解決に努力を払って参りましたし、また成立後、施行後も大きな努力を払って参っております。で、具体的には婦人少年局で所管いたしております分野といたしまして、転落をした婦人あるいは転落のおそれのある婦人に対する保護、更生の一環といたしまして、相談指導業務というものをいたしております。これは婦人少年局の出先が各都道府県にございまして、その婦人少年室で担当して行なっております。専門の婦人問題相談員を置きまして、さらにまた婦人少年室の仕事に援助す

る協力員組織を通じて転落防止のための努力をいたしております。それからまた調査活動を行なひまして、売春問題の根源になる要因、あるいは新しい動きなどを把握することに努めております。また啓蒙活動を実施いたしまして、特に売春問題の根強い要因となつております日本の社会の通念、世論というものの啓蒙ということに努力を払っております。

また婦人少年局と別に職業安定局の方におきまして、その職業安定行政の一環といたしまして、更生した婦人のための就職助成という分野を担当されて、職業安定所を通じての職業紹介、職業指導等の線に乗せているわけでございます。あるいはまた売春行為を誘発するおそれの多いところの悪質な職業の紹介、周旋ということに對する規制、この面も職業安定局が努力をしている点でございます。

で、予算の件でございますけれども、ただいま申し上げましたような各般の所管事項を実施して参りますための予算が年々計上されていくわけでございますが、本年度の予算につきましては、昨年度と比較いたしまして増減がございせんのです。で、節約分を除きまして全く昨年度と同じ予算でございます。で、これで十分と考えるわけではございませんが、そういうような状況でございます。

それから売春の地図ということでございます。これは私も婦人少年局の方では、今から二年ほど前までは毎年定期的にいわれる売春婦の数というものを、全国的な数字を把握して、それを編纂して前年度との比較、推移等を分析するよう努力をいたしております。

ました。それによりまして、売春地図の変更なども比較的にとりやすかつたと思ひますが、一昨年全面施行になりましたとは、まあ売春婦という数をとらえるというところは形式論といたしましてできないことではございせんので、この統計をとることをやめております。従ひまして、全国的に売春地図というものを示し得るような材料はないわけでございますが、ただ私どもの行政を通じて把握しておりますことの片りんを少しそれではお聞き願ひたいと思ひます。

先ほど申し上げました婦人少年室で扱っております相談業務というものがございまして、これはすでに転落されて更生を望む婦人のかげ込み訴えとして当初発生いたしました業務でございますが、このかげ込み訴え、あるいはまた一度更生してさらに一度転落の危機があるから救いを求める、あるいはまたいまだ転落はしていませんが、そのおそれがあるということから本人あるいは第三者が婦人少年室に相談に参る、その件数になるかと思ひます。これは厚生省担当の婦人相談所その他の機関とも連絡をとりながらいたしていることでございますが、この相談件数といふものは年間を通じて、三十三年度でございまして、約五千四百件を数えているわけでございますが、この中にはいわゆる婦人問題というものを、婦人問題の相談も多少含まれていて、これを御承知願ひたいと思ひます。この相談に来る件数あるいは受理件数と申しますか、これの増減の傾向を見ますと、大体売春防止法の全面施行、一昨年の四月でございまして、その前後が非常に大きなピークが

ございまして、その全面施行を機といたしまして、何とか身の振り方をという動きが非常にあったと思ひますが、その後は漸減しつつあるように私どもは見えております。で、三十四年度つまり今年の三月末日までの統計がまだできておりませんので、その比較ができないで申しわけございませんが、各月の傾向を見ておきますと、ごくならかな傾斜ではございまして、徐々に漸減しておるのに見受けられます。

それからまた、この室の相談業務で扱いました方々の更生後の経過がどうなるかというところを御参考に申し上げたいと思ひます。これは相談を受け付けましたあと一定期間を置きまして、その方たちの更生の状況を調査したものでございまして、統計的な意味合いとしてはかなり限定されたものとしてお聞きいただいた方がいかと思ひますが、一番多く見受けられましたのは、結婚をしておるという状況でございました。で、調査対象になりました方たちの約四割が結婚生活という形で更生生活をしていただいております。で、それに就いては、就職、職業を持つことによつて更生をしていただいております。現在のその更生している生活に満足を持っておりますかどうかという点につきましては、約七割の婦女は現在の生活を満足をもつて眺めているという結果でございました。残りの三割は不満を非常に表明したわけでございます。その不満の最も大きな理由は経済生活の不安定というところにあったようでございまして、また現在のその更生した生活の状態にたどりつくまでに幾つかの生活の変化があるようでございます。

つまり相談業務といたしまして処理して、たとえば就職させるという、そこで更生の措置が一応終了するわけでございますが、その後そこで定着しませんでした、しばしば動いて、たとえば職場をしばしば変わるというふうなことも多かつたようでございまして、最初の更生措置でそのままだ定着している者は約四割というふうなことでございまして、多い場合は七回もその後の生活が変わつて現在に至つていて、そのような数字が出ておまして、更生後の生活が容易ならぬものであることを示しているようでございました。

それから、今のは相談対象となつた婦女を通じて見た一種の地図でございまして、各婦人少年室を通じて情報の収集を行なつて、売春問題というもの推移を把握するように努力いたしておりますが、特に先ほど申しました啓蒙業務の一環といたしまして、毎年売春防止特別活動というのを全国的にいたします。三十四年も十二月から一月にかけて全国的に行ないまして、その際関係各機関、あるいは民間団体、あるいはこれら関係の婦人たちの会合その他を通じて、動いておられます。売春問題の把握をするようにいたしております。その活動の結果をただいま取りまとめ中でございます。間もなく御発表できるかと思ひますが、現在は全国的な動きとして申し上げられないのは残念でございますが、ただ京都と広島での活動につきましては、特に婦人少年室が行ないます行事に本省も参加いたしまして、またさらに売春問題、売春対策審議会の菅原会長にもお出ましを願ひまして、その広

島、京都の売春問題の実態の御視察などもお願いいたしまして、また売春対策推進の問題の把握もかなり行なわれました。その際明らかになりました売春対策推進上の問題点につきましては、これを取りまとめまして、先般売春対策審議会の方に御報告申し上げたところでございます。内容につきましては、省かせていただきますが、そのような活動を通じて、私どもは統計的にははたむすかしいわけですが、生きた問題としてその実態の把握に努力いたして参つたつもりでございます。

○委員長(大川光三君) ありがとうございます。

次に警察庁の木村保安局長から、特にもぐり売春の現状及び対策等についてのお話を伺いたいと思ひます。

○政府委員(木村行藏君) もぐり売春と申しましても、大体警察が取り締まりをやっております。売春全体がもぐりと言ふのであります。定数はむすかしいものであります。もし委員長のお許しをいただければ、先ほど高田先生から御質問ありました非常に大きな問題と思ひます。売春の地図の変化について、もぐりとも関連しますけれども、お答えしてよろしいかどうか。

○委員長(大川光三君) では、それをお願いいたします。

○政府委員(木村行藏君) 先ほどのお尋ねの点に關しまして、警察が取り締まりをいたしました概況から、売春地図の変化といふことが、多少の傾向を推定申し上げて、推定いたしましたものを御報告申し上げたいと思ひます。三十四年中における警察が検挙いたしました数が、全国の検挙件数といつた

まして二万二千九百五十四件、検挙人員は二万六百六十七名でございます。これを売春防止法の全面施行、すなわち刑事罰の施行に至りました全面施行からの一カ年間の検挙状況、すなわち三十三年の四月から三十四年の三月までの間の一カ年との対比を申し上げたいと思ひます。若干数カ月オーバー・ラップしております点がありますが、そので、対比としては必ずしも前年といふことの言葉に正確にマッチしないかと思ひますけれども、便宜上一応おおむね前年との比較を申し上げながら御説明申し上げます。

ただいま申し上げた件数及び人員は、前年の件数が二万二千八十三件であり、従ひまして、検挙の数は八百七十一件の増でありまして、約四〇%の増であります。前年が二万二千八十三名でありまして、四十九名の減になっております。件数が多くなつておりますにもかかわらず、検挙人員が減つておりますのは、一面非常に売春事犯が悪質になりまして、なかなか共犯者を捜査の上からくすしていく、それを十分に取り締まらなかつていく点について非常にむすかしい点もありません。そういう点からいいますと、若千検挙には相当の時間を要しますし、まあそういう点で人員は減つております。しかし、実態としては非常に悪質になつていくことを逆に見せるのではないかと思ひます。それから三十四年中における全国の検挙総数を六大都市の關係において申しますと、六大都市は検挙総数において一万四千五百六十七件、検挙人員におきまして一万三千七百八十四名でござ

います。従ひまして、先ほど申し上げました全国の検挙総数の中で六大都市の占めてゐる率は、件数で六三%、人員で六八%でありますので、やはり売春地図の上におきましては、大都市といふものが相当売春の問題においては注目されるべき地帯であるといふことは依然として申せようと思ひます。それから罪種別に申し上げますと、件数は若干ふえ、それから人員は若干減つておりますけれども、非常に目立つてふえておりますのは、第五條違反の勧誘の事犯であります。いわゆる街娼の横行といふか、街娼が非常に目立つてきているという点であります。第五條違反による勧誘事犯が一万四千二百七十七件であり、人員におきまして一万四千四百九十九名であります。従ひまして、前年の一万一千九百八十件に比較いたしました約一〇%の増であります。二割近くふえておりますので、非常にふえ方ではないかと思ひます。それから人員におきまして、前年は一万一千九百四十一名でありましたので、それに比較しましてやはり一〇%近くの増でありまして、街娼の目立ちというものが言えるのではないかと思ひます。しかも、その街娼がやはり大都市にも目立っておりますけれども、逐次中小都市あるいは温泉地、観光地帯などにもふえていくというところがあると思ひます。それからその勧誘事犯の売春関係事犯の全体に占めてゐる割合を申し上げますと、件数では六二%、人員では七〇%でありますので、やはりこの街娼といふものが非常に顯著であるといふことが全体として言えます。それがひいては一般の善良な風俗に非常

に影響が大きいということが言えるのではないかと思ひます。それから先ほど高田委員からも御指摘がありましたけれども、最近旅館や料理店あるいは茶屋敷屋などの接客業者、お客さんを相手にする業者による売春事犯が非常にふえております。また非常に巧妙になつて悪質になつておりますが、大体売春をさせる業あるいは場所を提供して売春をさせるというより、いわゆる売春助長事犯の被疑者の総数が六千一百一十一名でありました。昭和三十四年は六千一百一十一名でありましたが、そのうちでただいま申し上げた旅館や料理店、茶屋敷屋等の接客業者による売春事犯が二千八百六十六名であります。ほぼ半数に近い状況でありまして、こういう点からいいますと、だんだんと集娼地帯がおおむね解消しつつあるにかわつて、いわゆる赤線にかわつて観光地あるいは温泉地あるいは中小都市へといふふうには、この地図が変化していつてゐるのではないかとはいふに、取り締まりの実数から考えられるのであります。

それからただいまのと関連しますのでありますけれども、一部の大都市における元集娼地帯業者の違反が、数においては必ずしもふえておりませんけれども、非常に根強く、非常に巧妙になつておる。検挙の違反の実態からいひまして、それがはつきり言えるのであります。ことに暴力団の關係、すなわち悪質な暴力団が背後にあつて、それがひもになつて計画的にいろいろ売春をやらしている、街娼の背後にそういうひもがついておるということが相対言えるのではないかと思ひます。従ひまして、旧集娼地帯なり、あるいは大都市においても、やはり全体として

は下火になつておりますけれども、非常に根強く、潜在性があるといふことが言えるのであります。これらに對しましては、われわれ警察といたしましては、内偵とあるいは資料の固めに非常な苦勞をいたしております。できるだけの悪質な根強い違反に對しては、取り締まりを強化して参りたい、こういうふうには申し上げることができると思ひます。

で、ちなみに暴力団の關係を若干申し上げますと、昭和三十三年十二月現在で、売春に介入している博徒、テキ屋、愚連隊などの、いわゆる広い意味の暴力団關係の数が、昭和三十三年の十二月現在で元赤線地域に二百九十三名、それから元青線地域に三百十八名、その他の地域に二百七十一名で、合計八百八十二名でございましたが、その後非常に変化しまして、昭和三十四年三月末現在、昨年の三月末現在で、大阪府の管内で六百五十五名、神奈川県管内で六百五十五名、福岡県管内で六百五十五名、兵庫県で六百五十五名、その他の地域で六百五十五名で、数においても非常にふえております。大都市の方が目立つて著しくふえておるということが言えるのであります。(高田は金子君御発言中ですが、東京が抜けておりますが)と述べ、東京に關しましては、博徒あるいはテキ屋、愚連隊のような形でまとまつた背後といふものが今統計には出ておりません。しかし全然ないとは申しかねると思ひます。一つの特例といひまして、人身売買の關係が、全体の数は必ずしもふえておりませんが、しかし地方によつては非常に

人身売買の違反事犯が目立ってふえておる地域がありまして、これも広い意味の売春関係の地域の地図の変化の一つと申せるのではないかと思うのであります。たとえ不況にあえいでおりますところの福岡地方におきましては、昭和三十四年、昨年中の福岡県で取り締まりをいたしました、いわゆる広い意味の人身売買事犯、刑法、職業安定法、児童福祉法、労働基準法、この関係の諸法規に基づきまして取り締まりをいたしました数が、検挙件数において七十九件、それから検挙人員におきまして百三名、これを前年に比較しますと、前年は件数において六十三件、それから人員におきまして六十二名でありますので、件数において三割強ふえております。それから人員において七割以上にふえておりますので、やはり経済関係とからんでの広い意味の売春というものが考えられるわけでありまして。

大体以上のような関係で、通観的に見ますと、大都市はもちろんのこと、中小都市、あるいは観光地、温泉地などにおける悪質なものも背後にあつて、街娼が相当目に余るものがあるというものが申せるのではないかと思ひまして、私たちの方におきましては、非常に苦勞いたしておりますけれども、できるだけ悪質なものに對しましては、専従警察官の教養なり、あるいはたばこブロッコ会議などいいたしまして、連絡を密にし、特にいろいろ目立っておるところに對しましては、具体的にそれぞれの県本部の課長なり、あるいは具体的に署に對しまして指導いたしまして、取り締まりの強化をいたしておるような状況であります。

○高田なほ子君 長崎青少年課長さんにはおられますね。せっかく初めからおいでになっておりましたから、伺ひますが、御指名がなかつたので、私の方から特に質問事項を限つて、法務省関係の中に保護関係費として、千七百五十四万八千円という予算が組んで、前年度から比べるとかなりふえております。これは青少年、風紀、検査全額の数字であると思ひますが、この予算の面から推して、何かあなたの方から売春関係についてお話をいただきたいので

○説明員(長島教君) ただいまの御指摘の通り、予算は青少年問題と売春と、両方一本で入りましたので、区別が困難でございますが、予算的には金額には影響ございせんでしたが、本省の刑事局の中の参事官の一名を青少年課長に振りかえることが認められて、この青少年課におきまして、青少年犯罪の予防面は、売春と麻薬関係と、これだけを所管することになつて参つたわけでございます。検査庁の関係におきましては、検査庁におきまして従来更生保護相談室がござい

○説明員(長島教君) 大へんありがたうございます。先ほど申し上げましたように、まず第一番に困つておられますのが、実は人員の問題でございます。せっかく青少年課が発足したのでございますけれども、課長の定員ができただけでございまして、局内で人をやりくりいたしまして、実際は全員五名で今発足したわけでございまして、私どももいたしましては、今一番最初に考えておりますことは、青少年問題にいたしまして、売春の問題にいたしまして、実態をもっと深く掘り下げてきわめたいという気持ちを持つておりまして、各種の調査カードなどをこれから綿密にあらゆる角度から分析したいというふう

○市川房枝君 今売春問題を担当しておられます方々からお話を伺ひましたのですが、そのお話を聞まして、少しお伺ひしたいと思つております。局長さんにお伺ひしたいのですが、さっきの御報告ばかりでなく、前から私ども何つておつたのですが、補導院に収容しております婦人たちの半数が精薄なんです。非常に知能が低いのだという事実ですね。しかも、それ六カ月間だけで社会へまた出されておる。実際問題としてはもう少し短いでしょうね。はたしてこれで補導院の目的が果たされるか。結果として五〇％くらいは普通の生活に復帰しておるようには報告を伺つたのですが、補導院というところは何か精薄を入れておくところみたいになつておられますが、一体そういうあり方で目的を達せられるのですかどうかですか、御意見を伺ひたい。

○政府委員(渡部善信君) ただいま市川委員の仰せのごとく、精薄の者が非常に多く入つておるのでございます。これは売春婦全体にもさうな傾向が私はあるのじやなからうかと考えるのでございまして、厚生省の保護施設の状態も大体同じような傾向を持つておるやうに伺つてございまして、これを六カ月の間ではたしてどの程度まで補導ができるかというところでござい

○市川房枝君 今売春問題を担当しておられます方々からお話を伺ひましたのですが、そのお話を聞まして、少しお伺ひしたいと思つております。局長さんにお伺ひしたいのですが、さっきの御報告ばかりでなく、前から私ども何つておつたのですが、補導院に収容しております婦人たちの半数が精薄なんです。非常に知能が低いのだという事実ですね。しかも、それ六カ月間だけで社会へまた出されておる。実際問題としてはもう少し短いでしょうね。はたしてこれで補導院の目的が果たされるか。結果として五〇％くらいは普通の生活に復帰しておるようには報告を伺つたのですが、補導院というところは何か精薄を入れておくところみたいになつておられますが、一体そういうあり方で目的を達せられるのですかどうかですか、御意見を伺ひたい。

められるにつきますしては、いろいろいささかございまして、この点はなかなかむずかしい問題がはらんでおると思ふのでございまして、で、あの法律制定の際にも、本来この補導というものの成果を上げる意味から申しますれば、六カ月は足りない、もつと一年も必要じやなからうか、あるいはこの期間を定めること自体が無理じやなからうかといういろいろな御意見が出たわけでございまして。しかしながら、この売春婦に對します刑事罰が六カ月というところから考えまして、やはり補導処分とは申しながら、婦人たちを強制力をもちまして一定の場所に自由を拘束した施設でございまして。そういうような関係から、やはりこの期間との比較からいたしまして、六カ月の範囲にとどめざるを得ないのじやないかというところから六カ月の期間ということに相なつた次第でございまして。従ひまして、われわれといたしましては、この六カ月の期間を最も有効に成果を上げるにはいかようにしたらいいかということにいろいろ悩みを持ちながらも、最高の効果を上げるべく努力をいたしておる次第でござい

ますと、やはり社会に歸つていくのが非常に魅力でございまして、六カ月と申しまして、われわれの方で仮退院の制度もあるのでございますが、仮退院の制度に乗るか乗らないかということとは非常に入つておる者たちの大きな関心事でございまして。少しでも早く出ろうかというより、なるべく早く出たのだらうかというところからいろいろ問題を起す者もあるものでございまして、さういふ事象から、われわれとし

ても、非常に今第一に悩んでおる問題は、人員の問題でございまして。なお申し上げたいこともいろいろございまして、一応、

○市川房枝君 今売春問題を担当しておられます方々からお話を伺ひましたのですが、そのお話を聞まして、少しお伺ひしたいと思つております。局長さんにお伺ひしたいのですが、さっきの御報告ばかりでなく、前から私ども何つておつたのですが、補導院に収容しております婦人たちの半数が精薄なんです。非常に知能が低いのだという事実ですね。しかも、それ六カ月間だけで社会へまた出されておる。実際問題としてはもう少し短いでしょうね。はたしてこれで補導院の目的が果たされるか。結果として五〇％くらいは普通の生活に復帰しておるようには報告を伺つたのですが、補導院というところは何か精薄を入れておくところみたいになつておられますが、一体そういうあり方で目的を達せられるのですかどうかですか、御意見を伺ひたい。

○政府委員(渡部善信君) ただいま申し上げましたごとく、まだ事例といわずしましては、補導いたしましたして、今実施中のものを含めまして四百四十七名

○説明員(中村一成君) まず、私の方から申し上げますという、厚生省から申し上げますと、補導院の方も、私の方の予算案がきまりますときのいきさつとしては、補導院の予算とは関係なくやっております。それで予算が減ったのではないかという御質問でございますが、御承知の通り、厚生省の

百四十五名に査定になっておりまして、これは現員が四百五十六名おりますので、これからいきますと、十一名ほど人員整理をしなければならぬということになりますけれども、しかしながら、私どもの方といたしましては、実はそういう整理をしないで、現員をそのまま抱え込みまして、そうして運

れた、こういうことなんだと了解しておりますが、これはお話のように、実際人数が、件数が少ないのだ、収容人員が少ないのだということで、削られてきているように了解しておりますが、そういうことになりますと、これから先、また減るということになりますと、だんだんこれは減らされていく

であろうかという御質問であろうかと思われまゝです。先ほど警察庁からのお話をごさいますように、私どもの方の仕事の実績を通じてもわかりますことは、保護更生の面から見ましても、この問題が大都市のやはり問題として大きく移ってきておる。それで、農村関係の府県におきましては、非常に要保



護女子の數も減つてきておるわけでありまして、これは私どもは現実それが事実であらうと思われまして、非常にこの問題に對しますところの取り締まりも嚴重に行なわれておりますし、そういうところにおきまして、農村関係の府県におきましては、今後嚴密な意味におきまして、この常春防止法の要保護女子、これは減つてくるであらう、これは事実であると思われまして、一方、大都市におきましては、減少しないどころか、少しづつふえてきておることは私どもの方々から見まして、あるいは喜ぶべきことか、あるいは悲しむべきことかわからないわけでございますけれども、ふえてきておるわけでございます。それで、今こゝで私どもといたしましては、全体といたしまして、予算の面におきまして、そういう減少はいたしておらずに、今後そのような事態に即応いたしまして、府県間におきまして、この予算の配分であるとか、職員配置であるとか、そういう点につきまして、予算が減つたために直ちに支障を来たすということがあるいはなからうかと思ひます。一方、また私どもとしまして、先ほどもちよつと申し上げましたけれども、事態が、扱いますところの要保護女子が非常に精神障害者であるとか、精神の者が非常にふえてきておる、こういう事態に即応いたしまして、それに対処するところの即応する予算を、実は今後としてはほしいと思つております。どうしても定着する人々につきましては、現在の保護施設では十分ではございませんので、その方面に

つきまして、今後努力しなくちゃいかぬのじゃないかと思つております。それからまた、本年度の予算で新たに実は認められたものといつたしましては、婦人相談所の医療関係の予算が新規に認められたわけでございます。これは私どもとしましては、実は喜んでおるわけでございます。金額といつたしましては二百六十七万九千円でございます。これは十分でございます。金額といつたしましては、ある程度の医療を行なうことができる、さらに明年以降におきましては、保護施設におきましても相当程度の医療が行なえます。もちろんこれは、入院治療というより高度のものでございませぬけれども、ある程度の医療が行なわれるような予算をお願いいたしたいと、こう考へておるわけでございます。そういうわけで私どもとしましては、努力をいたしまして、予算が減少したことによりまして仕事ができな、第一線が困るというところのないように努力いたしたいと考えております。

○市川房枝君 厚生省関係の問題について、なお伺いたいことはありますけれども、あまり時間がおそくなりますから、次に警察の方に伺いたいのです。三月二十七日の毎日新聞の朝刊に、「困った制服の売春」として、「ふえるのに野放し」と、こういう新聞の記事が出ております。これは中学生を含めての少女が売春をやつておる。少年がボン引きをやつておる。いろいろなことが出ておるのです。そのおしまいに、これは警視庁の渡辺防犯部長のお話としてこういうことがちよつと出ておるのです。「売春防止法は単

純売春を罰しない建前なので」、おとなの売春婦さへ以前のようにびしびし逮捕できない。「中学生が売春行為をしていたからといって強く取締ることはとてもできない。原因は複雑な社会環境にあり警察当局の手におえない問題だ。」とある。まあその原因は複雑な社会問題という、こゝは私はそれを認めるのですけれども、しかし警察の手におえない、強く取り締まることはとてもできないといふことが、さうすると結局まあ見出しにあるように、こういう問題について警察は野放しにいたしますか、あまりタッチしておいにならないといふことになりましようか。

○政府委員(木村行藏君) まことに不勉強で、その記事を私読んでおりましたので、具体的に明確な答弁を申し上げることはできませんが、警察といつたしましては、もちろん全体の政府の施策といつたしましては、むしろ売春をやらせる婦女の方々が被害者でありますから、国の施策としてはその保護更生といひますか、これにほんとうに力を入れていただく。で、警察だけが取り締まりが独走するといふことは必ずしも全体の政策としては正しいとは思へない。従ひまして、警察といつたしましては、県の売春防止対策本部あたりでは、既に関係向きに對しましてその点を強く、まあ取り締まりの体からいたしましては、要望いたしております。

それからお示しの点について、法に触れる場合は当然取り締まりをいたし、検査もいたしますけれども、ただ単純にお互いに合意でまあそういう行為をいたし、それに対して対価をもらつておる。報酬をもらつておつたと

いう程度の、いわゆる單純売春は現在刑罰の與つてがございませぬので、警察としては取り締まりができない、そういうことではないかと思ひますけれども。

○市川房枝君 まあ児童である場合は、これは児童福祉法で児童に淫行をさせるものは罰せられることになつておるのですけれども、今お話のように合意の上といふことになれば、まあまわらないといひますか、ということになるのかもしれませんが、これは一般の青少年問題と関連してきて、私はまあ法がないからしやうがない、あるいは警察だけ独走できないといふことも一応の言ひわけにはなりませんけれども、しかしこれは非常に重大な問題だと思ふのですが、これを何とかできないものかどうかといふ点を一つお考へをいただきたいと思ふわけですが、それに関連して、売春防止法ではお話の通り單純賣春を罰していない。東京都において賣春防止法が実施される前にはいわけの条例でもって單純賣春も罰しておりましたね。それから相手の男と云ひますか、その相手も罰することになつておつたわけですが、それが防止法の実施によつてかえつてでなくなつた、緩和された、こういうことになるのですが、この事態は警察が売春問題の取り締まりの場合に、今の渡辺防犯部長のお言葉にもありますように、非常にこの問題の取り締まりに困難を來たしているといふことが言えますかどうですか。というか、別な言葉で言へば、やはりある程度單純賣春も罰するといふか、それも考へなければ賣春問題の解決はできないと、こういうことにもなりましようか。

○政府委員(木村行藏君) 二つお答え申し上げたいと思ひますが、先ほどの問題に関連しまして、いわゆる青少年問題の非行問題としての補導の関係においては、これはほんとうに積極的に行なう早期にそういう非行性のある者については、なるべく程度の低いうちに早期に発見いたしまして、しかもそれを科学的にその危険性の判定をいたしまして、関係方面に連絡をいたして、早目に治療するといふような補導なり非行対策は当然とらなければいかぬと思ひますので、補足して申し上げます。

それからただいまの單純賣春の処罰の問題であります。実際に警察がいゝろ行なう、現行の賣春防止法に基づくあるいは勧誘事犯なり、あるいは場所提供なり、あるいは困惑賣春なり、管理賣春なり、いろいろ賣春助長事犯の關係におきまして取り調べをし、捜査をして事件を檢察庁に送るといふような体験からいたしまして、大体それだけに終わらないで、どうしてそれと関連のある賣春行為自体を裏づけなければいけません。それが捜査の対象になりますので、従ひまして、單純賣春行為を処罰の対象にすることのいかんを問はず、やはり当然捜査の対象になりますので、單純賣春行為を刑罰の対象にしたいだいても結果に於いて私は同じだと思ひますので、捜査の苦勞はどちらも同じで、従ひまして、別な観点から單純賣春の刑罰の可否といふものを論じなければいかぬかと思ふのであります。

○高田なほ子君 関連して、今の渡辺部長さんの言ひ分も法律的な言ひ分として受け取られるようですが、児童福

社司というものがあつたわけですね。制服の子供だと十八才に満たない子供でしよう。それを児童福祉司に連絡をするくらいは役目は警察としてもできるのじゃないでしょうか。法律的に処置がないというのじゃなくて、順良な風俗を乱すおそれがあるものであり、かつその相手の男が十八才でなくて、もつとおとなであつたような場合に、たまたまは刑法だつて適用する場合もあり得るだらうと思ふ。警察は児童福祉法によつて児童相談所に連絡をして、そういう者の一時保護を依頼するといふやうなことは現行の警察の権限だつてやろうと思ふことができるのじゃないのですか。野放しにしておくという手はないのじゃないですか。

○政府委員(木村行藏君) お説の通り現行法でもできますので、それは当然やるべきことではないかと思ひますけれども、また少年法の関係で犯罪を犯すおそれのある少年が、性格なり環境上そういうおそれがあるという場合には、真犯少年としていろいろ少年法に基づいて処置しなければいけませんので、警察が第一線で一番それに直接かつ数多くタッチしており、また早目にタッチしておきますので、その少年法に基づいても当然連絡なり、あるいは送致といひますか、やるべきであり、またかりにそういう法に基づかない場合でも、できるだけ事実行為としては、やはり非行防止のためには積極的に行つて手を打つべきではないかと私は思ひます。従ひまして、警視庁の防犯部長の談話の内容について、私は正確に信憑性というか、内容は知りませんが、直接お答えは申しにくいと思ひま

すけれども、以上のようないきさつでございませう。

○高田なほ子君 談話の内容をごらんになっていらつしやらないからお答えできないという点もつともだと思ひますが、しかし、おおむね手のつけようがないという考えをお持ちになつてゐるのでしょうか、これは問題だらうと思ふのです。ですから、この点については、現行法でもたまたまの御説のように積極的に手を打つというより、当然やむを得ない場合はできるもので、当然やはり当局としても新聞あたりが指摘しているやうなことにについては、積極的にやはり手をお打ちになるようにしていただきたいと思ひますが、この点はできませんか。

○政府委員(木村行藏君) 今ここで読んでみますと、原因は複雑な社会環境にあり、警察当局の手に負えない問題だといふことは、これは善意に解釈すれば、まあ兇春問題の根が非常に深い、また関係するところが非常に多くて、広いといふことで、警察だけの取り締まりでは簡単に片づかないといふことを言つてゐるのではないかと思ひます。しかし、それが兇春取り締まりなり、少年の非行問題に対して冷たく、消極的であつてはならないと思ひます。やはり先生のおっしゃるやうに非常な意欲を持って、またいろいろ工夫をして積極的に手を打つべきだと私は言明できると思ひます。

しゃいましたけれども、東京こそ調査があつてしかるべきじゃないかと思ふのです。それはどうも少しおかしいのですけれども、どういうわけですか。

○政府委員(木村行藏君) 先ほど申し上げた暴力団関係者の資料は、実は警察庁の刑事局の捜査課の資料に基づいて、一応組織的に、また継続的にといふやうな意味においてのまとまつた団体としてのものが兇春に関連してゐる。それが東京には比較的ほかの都市よりは少ないといふことで、その他の中に入れてありまして、これは若干大阪や神戸とは違ふやうであります。

○市川房枝君 東京がほかの都市より少ないといふのはちよつと納得がいかないのですが、実は三月二日の毎日新聞の社説で、「兇春婦をヒモから救え」と、暴力団のことが書いてある。四月六日の記事には、「女の血を吸ふ暴力」といふことが実は書いてあるのです。そしてお終ひにいつて、四月六日の新聞では、「ヒモや暴力団に支配されてゐるかぎり、保護施設をどれだけふやしても、女たちは救われぬ。兇春防止法はザル法に終る。女を食ひものにするダニに、遠慮なんかする必要はない。取締りをゆるめたら、ますますつけ上がり、のさばるだけだ。思い切つて取締れ。そしてダニを根絶せよ。」といふやうな強い言葉を使つてゐるのです。四月四日の日経新聞では、「さつぱり減らぬ兇春」という題目で、「防止法施行する二年」といふことで書いておられますが、その中で、警視庁の兇春対策本部の談話として、こゝういふことを書いておられるのです。「警視庁兇春対策本部では「ヒモを罰する法律がな

いかぎり兇春はますます常習者が潜行し、解決しにくい」として早急に法律を改正するよう兇春対策審議会に働きかけているが、」といふふうに書いて、兇春と暴力団、ひもとの結びつきを非常に問題にしてゐるわけなんです。が、今の警視庁自身ですら「ヒモを罰する法律がないかぎり」と、こゝういふふりにおつちやうして希望しておられるように出しておるのです。が、今の兇春防止法ではひもは一体罰しておるのか。まあ、今の法律でも罰せられると法務当局はいつかおつちやうしたことがありますが、一体さういふひもに類する者をどのくらい罰しておるのか。

さつきの犯罪の報告では、ちよつとそれは出てきていないみたいですが、どうなんですか。さういふひもをはつきりと罰する規定を法律の中に入れる必要をお認めになるのかどうか、それを警察と両方から伺ひたいと思ひます。

○政府委員(竹内嘉平君) ひもの問題でございますが、兇春防止法の規定の中に、ひもを罰する規定があるかないかという点につきましては、私どもは部分的ではありますけれども、たとへば八条のやうなものは、あるいは七条のやうなものなどは、ひもに関連した規定でございます。全然ないといふわけじゃございません。しかしこれだけ十分かと申しますと、だんだん御指摘がございまして、私どもの考えを率直に申し上げますと、刑罰法規の改正といふことになりました。施行後二年程度ですぐ変えるといふことは、やはり私どもとしては慎重でなければならぬと思ひますが、先ほど来お話がありましたように、兇春の地図と申します

か、兇春の形態も一応兇春防止法によりまして、過去のものは葬り去られて新しい形態の兇春も出て参りました。ことに五条違反の罪などを見ますと、過去の兇春婦は一応世の中から去つて、新しい兇春婦が出てきたやうに思ひます。また管理兇春の規定などの適用状況を見ても、一応昔の赤線、青線と言われたものはつづれたが、今度は違った形の管理兇春が出てくる、こゝういふことになりました今日におきましては、私どもそんなにちやうちやうしてゐるわけではございませ

んが、事務当局の考えをいたしましては、青少年課も発足いたしました。この機会に本格的な――今まで比較法的な研究はずつとやつて参りました。が、これから兇春の調査もいたしまして、予算にも兇春防止法の一部改正という緊急な問題だといふことで、わずかながら予算もいたしておりますので、できれば次の国会あたりを目途にいたしまして、今のひもの問題、管理兇春の問題等の法律の整備といふものは考へたいと事務当局といたしましては考へておるやうな状況でございます。

○市川房枝君 今事務当局としての御意見として、次の国会にひもの処罰について法の改正を考慮しておるのだといふお言葉を伺つて、それを一つぜひお考えをいただきたいと思ふのです。が、ひもの問題は、まあそれは今申し上げた新聞なんかにも出ておられますけれども、一番私は憤るべきものだと思います。そのひもの解釈も、私去年イギリスへ参りまして、イギリスの新

しくできた売春禁止法といいますが、私娼の禁止法の中で、道路取締法という名目なんです。その中で特にひもの問題だけはつきり出してあります。売春からの収入で生活しておる者は七年以下の懲役に処す、こうはつきり出ているのです。その場合、収入で生活しているという場合に、これはイギリスの担当のお役人の方に私は伺いました、それは夫でも処罰するのだ、こういう意見でございまして、日本でもそういう場合があるのです、その場合は、夫が病気の場合はかわいそうじゃないかという意見がありますけれども、それは私はその場合は別に生活保護とか、あるいは医療保護とかというような道でもつてするべきであつて、かりにも売春の収入で生活を許すということはできない。そういうふう

にやかましく規定していいんじゃないか。インドの売春禁止法にもちよつとひものことが、はつきり禁止のことが出ております。これもはつきり見てきたのですが、これは一つどうぞそうお願いをしたいと思います。

なお、私として伺いたい点がありますけれども、時間がだいぶん過ぎましたので、きょうは一応この程度にして、また別の機会にしたいと思います。

○委員長(大川光三君) ちよつと速記とめて。

〔速記中止〕

○委員長(大川光三君) それでは速記をお願いします。ほかに御発言もなければ、本件に関する本日の調査は、この程度にとどめたいと存じます。

○高田なほ子君 ちよつと要望がございます。きょうは午後二時まで、お昼も食べないで、基本的人権を害したよ

うな形で質問をさせていただきまして、いろいろありがとうございます。委員長におかれましては、こういうふうに各関係省がお集まりいただくということは、なかなか大へんなことだと思ひますが、私どもは、きょうは一応全貌を伺つたり、問題点などを把握したわけですが、もう一ぺん機会を一つお作りいただいて、このような陣容をお揃えいただいて、さらに質問の機会が得られるようにお取り計らいいただきたいと思ひますが、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長(大川光三君) 承知いたしました。

なお、本日の調査に關しまして、各当局より御出席の上、御熱心なる意見の開陳を得ましたことは、委員会としても感謝のほかありません。ただいま高田委員御要望の通り、さらにこの種調査を行ないたいと存じますから、今後といえども一そう御協力を賜りますよう、この機会にお願ひを申し上げます。

以上をもつて、本日の審査は終了いたしました。次の委員会は四月十二日、午前十時に開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後一時五十八分散会